

# 令和4年度第4回 岡崎市公園協議会

## 議事要旨

日 時：令和4年11月22日（火） 14時00分～15時00分

場 所：岡崎市役所 西庁舎 701号室

出席者：【委員（敬称略）】

三矢 勝司（学識経験者）  
 靱井 泰晴（観光関係団体）  
 近藤 楓（イベント利用者）  
 平岩 幸一（地元団体）  
 本多 孝美（地元団体）  
 佐谷 繁（地元団体）  
 堤 智子（公園利用者）  
 畑 克敏（周辺出店団体）  
 浅井 隆（公園管理者）

### 【事務局】

岡崎市：都市基盤部公園緑地課

### 【指定管理者】

籠田公園及び岡崎市籠田公園地下駐車場指定管理者：ホームックス株式会社

## ■開会（事務局）

（事務局より挨拶）

- ・岡崎市公園協議会設置要綱第5条第2項により、出席委員が過半数に達しているので、次第に沿って協議会を進めていく。傍聴人は4人。

## ■協議事項

（協議事項1 籠田公園利用ルールについて）

（事務局から「県民の生活環境の保全等に関する条例」の解釈、音楽を含むイベント開催者への案内、今後の籠田公園でのイベント開催までの流れ等について説明）

（本多委員）

- ・ラジカセを使っているラジオ体操などは県民の生活環境の保全等に関する条例の規制対象となるのか。

（事務局）

- ・規制を受けるのは拡声機器が対象になるのでラジカセも対象となる。

（靱井委員）

- ・資料4でタスクフォースの書類審査が終わった段階で公園利用希望者にフィードバックをした方が良いのではないか。仮に審査が通らないとした時に岡崎市の都市公園条例上でもNOと言える状態を作った方が、根拠がしっかりとしているのではないかと。

（平岩委員）

- ・すべての公園に関する市の条例に入れることができない部分がローカルルールになると思う。利用承認にいたる形は良いと思うが、KC BMが審査をするのではなく、KC BMの代表者がタスクフォースにいるという位置づけが良い。また、タスクフォースという名称だが、本来の意味合いとは異なるので名称も変えた方が良いと思う。

(事務局)

- ・イベント開催の流れや会議の名称はもう一度精査する。市の条例の改定に関してはこの場では返答しかねる。

(近藤委員)

- ・すべてのイベントに対しタスクフォースで書類審査をするのか。

(堤委員)

- ・タスクフォースは音に関するものではなかったか。

(事務局)

- ・今のところ全てのイベントを対象にする予定だが、籠田公園である程度イベント開催経験があり、こちらでも安心できる団体は免除することもあると思う。  
タスクフォースに関しては、音の問題に限らず、路上駐車や喫煙マナー等についても審査をしていく予定である。

(佐谷委員)

- ・先日開催されたラリーの時でも警察が出てきている。より良い公園にしていくために全体的なものを対象にするべき。住民が主となる運営をすべき。

(平岩委員)

- ・K C B Mは何かの是非を問う場ではないため、イベント主催者と地域住民の顔合せの場にするべき。

(畑委員)

- ・全てのイベントが対象と言っていたがイベント数が増加すると大変になる。仮予約の段階で指定管理者側での前さばきも必要になって来ると思う。

(事務局)

- ・前さばきという意味で仮予約のWEB申込みの段階である程度の質問を設けふるいにかけていく予定である。

(萩井委員)

- ・資料4中の「イベント開催の流れ」の中に棄却という言葉を使っているが、言葉が強いと感じるので、表現の仕方をもう少し考えた方が良いのではないか。

(事務局)

- ・もう少し柔らかい言葉を使うように修正する。

(三矢会長)

- ・資料4の⑧の検証について何かしらの根拠を持って検証する必要がある。

(畑委員)

- ・利用前後のプロセスは理解できたが、利用当日の判断はどのように考えているか。

(事務局)

- ・イベント前に約束事を決め、当日は記録を取っておく。イベント主催者には誓約書を書いてもらい遵守させていく。

(本多委員)

- ・個人の反対意見のみでイベントの実施の可否を判断すべきではない。仕組みを通して住民の理解を得る形が望ましい。

(事務局)

- ・本日いただいた意見を反映して資料4のイメージ図を修正するので、修正したものは改めてメールで送付する。

## ■閉会

(事務局より挨拶)

(事務局)

- ・次回の公園協議会の開催日は改めて調整をさせて頂く。

以上